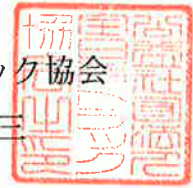


全ト協発第533号(環)
平成27年1月30日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



**一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満
営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の再周知等について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局より、別添のとおり通知がありました。

平成26年5月より保有車両数が5両未満の営業所に対し運行管理者の選任が義務付けられ、経過措置期間として運行管理者の選任に関する計画書の提出事業者に対し平成27年4月30日まで貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項違反に係る処分基準を適用されないこととなっておりますが、平成27年5月1日以降に運行管理者の選任届がなされていない事業者に対しては、監査を実施の上、処分基準に基づき厳正に対処されます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下会員事業者に対する周知徹底及び、来る3月1日の運行管理者試験に向けた受験対策講座の開催等、運行管理者の確保に向けご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 齋藤(晃)

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019





国自安第215号の2
国自貨第66号の2
平成27年1月29日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 星野良三 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
小林 豊



国土交通省自動車局貨物課長
萩川 直也



一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における
5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の再周知等について

標記につきましては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」（平成25年3月29日付け国自安第183号の2、国自貨第146号の2）、「臨時運行管理者試験の実施について」（平成25年12月11日付け国自安第207号の2、国自貨第96号の2）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」の対応について」（平成26年3月26日付け国自安第311号の2、国自貨第150号の2）により、事業者への周知、受験対策講座の開催等、運行管理者の確保に向けた支援を行っていただいているところですが、今般、運行管理者試験が平成27年3月1日に実施され、さらに、同年5月1日以降は原則として営業所における保有車両数にかかわらず全ての営業所に運行管理者選任の義務が課されることから、引き続き、事業者に対する周知啓発、受験対策講座の開催等、運行管理者の確保に向けた、より一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

なお、各地方運輸局等に対し、別添のとおり通達していることを申し添えます。

(別添)

国自安第215号

国自貨第66号

平成27年1月29日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における
5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の徹底について

標記について、これまで「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」(平成25年3月29日付け国自安第183号、国自貨第146号)及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」の対応について(平成26年3月26日付け国自安第311号、国自貨第150号)により、対象となる貨物自動車運送事業者等(以下「事業者」という。)に対する適切な対応について通達しているところであるが、運行管理者選任に関する計画書(以下「計画書」という。)の選任計画期間の満了する平成27年4月30日前の最後の運行管理者試験が同年3月1日に実施されることから、運行管理者未選任事業者に対し、下記のとおり対応することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達については、公益社団法人全日本トラック協会に対し、別添のとおり通知したので、その旨了知されたい。

記

1. 運行管理者試験(平成27年3月1日実施予定)までの対応

運行管理者選任予定者に当該試験を受験させる事業者に対して、試験に向けて万全の準備を期すよう確認及び指導すること。

また、運行管理者資格者証保有者の雇用見込み事業者に対して、雇用予定について確認し、雇用後は速やかに選任届出を行うよう指導すること。

2. 合格発表（平成27年4月初旬予定）後の対応

当該試験合格の場合、事業者に対して、速やかに運行管理者資格者証の交付申請手続き及び選任届出を行うよう指導すること。

当該試験に不合格の場合は、事業者に対して、必要に応じ公共職業安定所等の利用を案内するなど運行管理者資格者証保有者を雇用し、雇用後は速やかに選任届出を行うよう指導すること。

3. 計画書の選任計画期間満了後（平成27年5月1日以降）の対応

計画書の選任計画期間の満了する平成27年5月1日以降においても、運行管理者の選任がされない場合は、当該事業者に対して監査を実施の上、処分基準に基づき厳正に対処すること。